

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

告 示	ページ
違法放置物件の除却及び保管【建設局総務部管理課】	1349
道路の区域変更【建設局総務部管理課】	1351
道路の供用開始【建設局総務部管理課】	1352
自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定【建設局総務部管理課】	1353
生涯学習センター及び婦人会館における使用料の徴収事務の委託【教育委員会生涯学習総合センター】	1354
不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】	1355
北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】	1357
公 告	
農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】	1358

北九州市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定により違法放置物件を除却し、同条第2項の規定により当該違法放置物件を保管したもので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量
別表のとおり
- 2 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除却した日時
別表のとおり
- 3 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所
別表のとおり
- 4 返還事務を行う場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市八幡西区筒井町15番1号
八幡西区役所まちづくり整備課
 - (2) 期間 この告示の日から平成24年11月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- 5 問い合わせ先
北九州市八幡西区筒井町15番1号
八幡西区役所まちづくり整備課管理係（093-621-0861）

別表

保管			違法放置				物件一覧表		
整理番号	保管した違法放置物件		保管した違法放置物件が放置されていた場所	違法放置物件を除去した日時	違法放置物件の保管を始めた日時	違法放置物件保管の場所	備考		
	名称又は種類	形状						数量	
1	リビングソファ	シングルソファ(幅70cm、奥行90cm、高さ80cm)	八幡西区沖田四丁目1番西側北九州市道里中三ヶ森1号線	平成24年5月9日10時19分	平成24年5月9日10時46分	八幡西区洞南町1番洞南倉庫			
2	リビングソファ	シングルソファ(幅90cm、奥行90cm、高さ80cm)							

北九州市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2377	曾根1号線	前	北九州市小倉南区大字曾根816番1地先から 北九州市小倉南区中曾根五丁目1047番10地先まで	3.8 ↘ 5.0	24.4
		後	北九州市小倉南区大字曾根816番1地先から 北九州市小倉南区中曾根五丁目1047番7地先まで	4.8 ↘ 6.1	24.4

北九州市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2377	曾根1 1号線	北九州市小倉南区大字曾根8 16番1地先から 北九州市小倉南区中曾根五丁 目1047番7地先まで	平成24年5月21 日

北九州市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
2056	東田前田2号線	北九州市八幡東区東田二丁目2番124から 北九州市八幡東区東田一丁目3番119まで	平成24年5月21日

北九州市告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、生涯学習センター及び婦人会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町4番6号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡西生涯学習センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター			

北九州市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
足水自治区会
- 2 主たる事務所の変更

変更 前後 の別	変更年月日	主たる事務所の所在地
変更前		北九州市八幡西区上上津役六丁目4番17号
変更 後	平成24年 4月8日	北九州市八幡西区上上津役五丁目6番24号

北九州市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
帆柱三丁目自治会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		浜辺篤美	北九州市八幡東区帆柱三丁目6番17号
変更後	平成24年4月1日	山代 築	北九州市八幡東区帆柱三丁目7番6号

北九州市告示第204号

北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第52号）
第3条第6項の規定により、次のとおり告示する。

北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（平成23年北九州市告示第417号）は、廃止する。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 総括出納取扱店
株式会社福岡銀行 北九州営業部
- 2 出納取扱店

区 別	取 扱 店
門司区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 若松支店
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	株式会社北九州銀行 八幡支店
戸畑区	福岡ひびき信用金庫 浅生支店

- 3 収納取扱店
（別紙省略）

北九州市公告第327号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

（別紙省略）